

ウェブサイト制作サービス利用規約

アイ・ペアーズ株式会社（以下、「当社」という。）は、この利用規約（以下、「本規約」という。）に基づき、ウェブサイト制作サービス（以下、「本サービス」という。）を提供いたします。本サービスをご利用になるお客様（以下、「利用者」という。）はこの利用規約をよくお読みになって、これに同意した上でご利用いただきますようお願いいたします。

第1条（規約の適用）

当社は、本規約に基づき、本サービスの提供を行う。利用者は、本サービスの利用にあたり、本規約の全てに同意するものとする。

第2条（規約の変更）

当社は、利用者への事前の通知及び承諾なしに随時本規約を改訂できるものとし、改訂後の規約は当社サイトに掲載された時点から効力が生じるものとする。なお、当社は、当社が適当と判断する通知方法で改訂後の利用規約の告知を行い、利用者は、これに対し当該内容の不知又は不承諾を申し立てることができないものとする。

第3条（本サービスの内容）

1. 本サービスの内容は、以下のとおりとする。
 - (1) ウェブサイト制作
 - (2) サーバへのアップロード
 - (3) 当社推奨サーバ（ドメイン関係を含む）の契約代行
 - (4) 上記サーバ（ドメイン関係を含む）の設定
 - (5) その他、上記に付随した業務
2. 本サービスの作業時間は、平日10時～18時（年末年始・祝祭日を除く。）とする。

第4条（再委託）

当社は、本件サービスにおける業務の一部を当社の責任において、第三者に再委託することができるものとする。

第5条（サービスの変更及び停止）

当社は、本サービスの仕様、提供範囲、制限を随時変更することがあり、利用者はこれを承諾するものとする。また、当社は、以下に該当する場合には、利用者 に対し事前に連絡することなく、本サービスの運営又は当サイトの一部もしくは全部を中断・停止する権利を留保する。なお、これらに起因するユーザー又は第三者が被った被害について、当社は一切の責任を負わないものとする。

- (1) システムの保守、点検、修理、変更を定期的又は緊急に行う場合。
- (2) 利用する各システムの運用会社におけるトラブル、インターネット回線全般による不具合が発生した場合。
- (3) 天災（停電、火災、地震、噴火、洪水、津波）により、本サービスの提供が困難な場合。
- (4) 戦争、暴動、争乱、労働争議などにより、本サービスの提供が困難な場合。
- (5) 妨害行為（データ又は「はプログラムのハッキング、改ざん、破壊）などにより、本サービスの提供が困難な場合。
- (6) その他、当社が一時的な中断・停止を必要と判断した場合

第6条（申し込み方法）

1. 本サービスの申し込みは、当社指定の申込書へ必要事項を記入、捺印の上郵送又はFAXないし電子メールによる提出により成立するものとする。
2. 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの申し込みを断る

ことができるものとする。

- (1) 利用者が当社に対して負担する債務の支払いを怠った場合
- (2) 利用者が申し込みに際して当社に対して虚偽の事実を申告した場合
- (3) 利用目的が公序良俗に反する場合
- (4) 他人の著作権その他の権利を侵害又は侵害する恐れがある場合
- (5) アダルトコンテンツ等、性的表現が含まれる場合
- (6) 暴力団等の反社会的勢力との関連する恐れがある場合
- (7) その他、当社が不相当と判断した場合

第7条（著作権）

本サービスにおいて制作されたウェブサイトデザインの著作権については、当社及びデザイン提供元に帰属し、利用者から提供された制作素材（テキスト、画像等）の著作権については、利用者又は該当物の原著作権者に帰属するものとする。

第8条（本サービス料金）

1. 本サービスの料金については、別途当社にて作成する見積書に掲載のとおりとする。
2. 利用者は、当社指定の銀行口座へ該当金額を期日までに振り込むものとする。その際の振り込み手数料は利用者の負担とする。

第9条（制作開始）

1. 当社は、本サービス申込書を受理後、利用者よりウェブサイトデザイン作成に必要なデータの提供を受けた上で、デザイン案を利用者に提出するものとする。
2. 当社は、利用者が同条第1号にて提出したデザイン案の変更を希望する際は、速やかに利用者の要望に合わせたデザイン案を改めて提出するものとする。但し、変更については、原則として1回までとする。
3. デザイン案が決定した場合、当社より提案している見積書に記載している初期費用の半額及び月額費用の1か月分に相当する金額（以下、「制作着手金」という。）の入金を確認した後、ウェブサイト制作作業を開始するものとする。但し、同見積書に記載している初期費用の金額が10万円未満の場合は、全額の入金を確認後、ウェブサイト制作作業を開始するものとする。
4. 同条第3号のウェブサイト制作開始後、当社の責めに帰すべき事由以外で本サービスをキャンセルした場合、制作着手金は一切返金しないものとする。

第10条（納品）

1. 当社は、ウェブサイト制作完了後、速やかに仮サーバに該当データをアップロードし、利用者に検収の連絡を行うものとする。
2. 検収の期間は原則として2週間とし、その期間中の修正作業について別途費用は発生しない。但し、デザインの変更や初期の要件から変更となった場合は、別途作成する見積書に基づき、追加費用が発生するものとする。
3. 検収作業が完了した場合、ウェブサイト制作に掛かる総費用のうち、制作着手金を除いた金額の入金を確認した後、当社は速やかに納品データ（以下、「成果物」という。）を本番環境にアップロードするものとする。（以下、「納品完了」という。）
4. 成果物のバックアップデータについては、当社内にて3ヶ月間保管するものとする。但し、別途コンサルティング業務委託契約を締結している場合は除く。
5. 検収期間の延滞、検収の未完了又は本サービス料金の未払い時は、本サービスをキャンセルしたものとみなし、納品データを削除するものとする。

第11条（解約・契約期間）

1. 当社の責による場合を除き、利用者から解約希望日の1ヶ月前までに行われたFAX又はメールによる申し出に則り、解約が成立するものとする。但し、解約希望日は、当該月の末日に限定するものとする。
2. 本件サービスにおいて、ホスティングやドメイン取得代行サービスの利用を伴う場合、かかるサービスの最低利用期間を6か月間とする。

3. 最低利用期間経過以降、サービス解約の申し出がない場合、該当契約は自動更新となり、利用者が更新を希望しない場合は、契約満了日の1ヶ月前までに当社に対して行われたFAX又はメールによる連絡に基づき、かかる満了日をもって契約終了とする。
4. 最低利用期間内に途中解約が行われた場合は、最低利用期間満了までの残りの契約月分の月額費用を当社より一括請求し、利用者はこれを速やかに支払うものとする。

第12条（保証期間）

成果物に重大な不備が発見された場合、当社はその修補を一定期間に於いて無料で行うものとする。保証期間は、納品完了の日から起算して6ヶ月間とする。なお、保証対象に該当する不備内容に関しては、当社と利用者間で協議を行い、合意に至ったもののみを対象とする。

第13条（免責事項）

1. 予期されない天災地変・アプリケーション以外の基本ソフトウェア（メーカー提供）やホスティングサーバ・ドメイン等の瑕疵による故障等、当社の責によらないトラブル発生並びに利用者の要請によるプログラム変更・修正プログラムの作成・新システム作成の作業は、本サービスの対象に含まれないものとする。
2. 下記の場合には、障害状況により元の状態に戻らない場合もある事を認識の上、別途有償にて運用等を実施するものとする。
 - ① 停電又は切電により本件ソフトウェアが正常に作動しなくなった場合の復旧作業。
 - ② ディスク破損等により本件ソフトウェア関連ファイルの内容が壊れた場合の復旧作業。
 - ③ ファイル容量がオーバーした場合のハードディスク拡張及び復旧作業。
 - ④ 誤操作（オペレーション間違い）により、ファイルの内容が不正時の復旧作業。
 - ⑤ 利用者が人事異動等で交代した場合の操作指導。
 - ⑥ 利用者の配置換え等でコンピュータを移動する場合の立会い及び作業。
3. 本サービスは、ウェブサイトに派生する効果を一切保障しない。

第14条（秘密保持義務）

1. 本サービスにおいて秘密情報とは直接又は間接の別を問わず、また書面、口頭その他一切の手段を問わず、本サービスの当事者（「開示者」）により他の当事者（「被開示者」）に対し開示された、又は本規約の履行の過程で知り得た技術上、営業上及び業務上の情報であって、秘密情報として指定されたものを意味する。秘密情報は、秘密情報の写し、概要及び抜粋の一切も含むものとする。
2. 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、前項の秘密情報には含まれないものとする。
 - (1) 開示する時点において、既に公知となっている情報。
 - (2) 開示を受けた後、被開示者の責めによらず公知となった情報。
 - (3) 被開示者が秘密保持義務を負うことなく、第三者から適法に入手した情報。
 - (4) 相手方の秘密情報によらず独自に取得又は作成した情報。
3. 被開示者は、開示者より開示された秘密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとし、第三者に開示し、もしくは漏洩してはならないものとする。
4. 全ての秘密情報は、開示者に帰属するものとし、被開示者に対する当該秘密情報の開示は、如何なる知的財産権に基づく権利についても、譲渡され、又は実施を許諾されるものではない。
5. 被開示者は、開示者からの要求があった場合、又は本契約が終了した場合、当該秘密情報及びその写し、概要及抜粋の一切を、開示者の指示に従い、速やかに返還するか、又は廃棄もしくは消去するものとする。
6. 本サービスに基づく秘密保持義務は、個々の秘密情報の開示のときに発生し、本サービスの終了後も5年間有効に存続するものとする。

第15条（損害賠償）

当社及び利用者が、本規約に定めるそれぞれの当事者の義務の不履行によって被った損害の賠償責任範囲は、理由の如何にかかわらず、相手方の当事者が被った直接的な損害に限るものとする。

第 16 条（準拠法）

本規約の準拠法は日本法とする。

第 17 条（協議）

この利用規約に記載のない事項及び記載された項目について疑義が生じた場合は、両者誠意をもって協議を行うものとする。

第 18 条（合意管轄裁判所）

本規約に関連する一切の紛争については、東京簡易裁判所及び東京地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所とする。

平成 24 年 3 月 9 日 制定